

なんでも掲示板



三重県警察からのお知らせ

1月10日は「110番の日」

110番の正しい利用方法についてご理解ご協力をお願いいたします

110番通報のポイント

通報を受けた110番センターの警察官が順番に質問します。
落ち着いて答えてください。

- 事件ですか事故ですか？ まず、何があったかを簡単にお話しください。
おケガはありませんか？ ケガの有無、119番をしたか、などをお話しください。
いつ起きましたか？ 「〇分くらい前」など時間をお話しください。
どこでありましたか？ 住所や近くの建物、交差点など目標で場所をお話ください。
犯人を見ましたか？ 犯人の特徴、どこに逃げたか、などをお話しください。

三重県内の
110番は
警察本部(津市)の
110番センターに
つながります



110番は緊急時の通報電話です！



- 緊急でない相談は、警察安全相談電話#9110または警察署にお電話ください。
●落とし物、免許更新等の問合せは、警察署にお電話ください。

所轄警察署…四日市北警察署
TEL 366-0110(代)

「毎年1月26日は文化財防火デー」

昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、貴重な壁画が焼損しました。このような被害から文化財を守るとともに、国民の文化財愛護に関する意識高揚を図るために、1月26日を「文化財防火デー」と定めて、全国で消防訓練や点検をはじめとした防火運動が展開されています。

近年ではパリのノートルダム大聖堂や沖縄県の首里城跡地での火災により貴重な文化財を失いました。

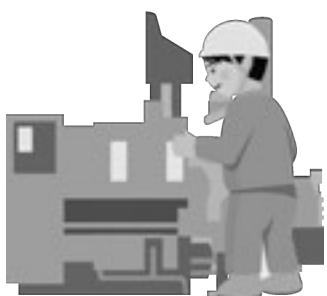
また、昨年は国の重要文化財である奈良県の中家住宅も火災による被害がありました。国民的財産である文化財を火災や震災などの災害から守り、後世に伝えていくためには、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域の皆さんと一緒に、火災を発生させない環境作りや防災体制の整備が重要となります。この機会に、改めて文化財に対する防火・防災への関心を高め、みんなで文化財を守りましょう。

問い合わせ先 四日市市消防本部予防保安課 (TEL 356-2008 FAX 356-2041)

三重県特定最低賃金が改定されました。

特定の産業に該当する事業場で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が、令和7年12月21日から次のとおり改定されました。

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額 1,097円
三重県輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 1,111円



なお、三重県(地域別)最低賃金は、令和7年11月21日から改定されており、時間額1,087円になっています。

問い合わせ先 三重県労働局賃金室 (TEL 059-226-2108)

広報あさひ12月号記事に関するお詫びと訂正について

令和7年12月号9ページ掲載の「手作りベーグル製作所月と風車」の営業日につきまして、誤りがありました。正しくは次の通りです。ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。

【誤】※現在の営業日は火曜日と日曜日のみ。 【正】※現在の営業日は火曜日と土曜日のみ。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658